



民主党さいたま市議団

くまがい裕人

# 市議会レポート

— 議会活動報告 —

The Democratic Party of SAITAMA

The city council report Vol. 103 (12-18)

発行 / 民主党さいたま市議団大宮区事務所

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町 2-69-10

Phone 048-640-5977 / Fax 048-640-5966

E-mail : office@kumachan55.jp

## さいたま市政初の地方自治法 100 条委員会の設置へ

既にこのレポートでも何度かお知らせさせていただいている「予算の年度繰り越しなどに関わる公文書偽造などの不正処理」を始めとした市職員による不正事案に関する議会での調査は、いよいよ地方自治法第100条に基づく強制的な「調査権」を発動することになりました。

南部都市・公園管理事務所の不正処理に端を発し、執行部による全庁調査の結果、教育委員会や市民・スポーツ文化局にも不正処理が拡大したために、議会に「事務処理等適正化調査特別委員会」を設置して地方自治法98条1項の事務検査を行って来ましたが、契約書類の虚偽記載の背景や工事完了検査の不備、工事の分割発注を市が主導したか否か？などを確認するためには、強制的な調査権が必要と判断したためです。

この同法100条に基づく調査権は、議会への関係者の出頭要求や記録提出の請求権を持ち、出頭による尋問拒否や偽証には「禁錮」などの罰則規定も有る、極めて強力な権限となっており、100条委員会の設置はさいたま市となってからは、初めてのこととなります。※裏面参照

9月定例会の最終日10月23日の本会議で議決し、現在、同法98条1項の事務検査を行っている「事務処理等適正化調査特別委員会」へ改めて100条の権限を付与し、これまでの事務検査の対象となっていた市の5部局、計318事業について調査することになります。

また、新たな問題が発覚すれば、調査の対象を全庁的に拡大することも、10月19日の議会運営委員会において、確認されています。

いったいどんな結末が待っているのか判りませんが、民主党さいたま市議団は、しっかりと不正事案の全容解明に取り組んで参ります。

引き続き市議団とくまがい裕人議員の活動に、ご注目ください。



さいたま市議会議員

## くまがい裕人

議会／保健福祉委員会委員長、議会運営委員会委員、大都市行財政制度特別委員会委員、決算・行政評価特別委員会委員

市 / 都市計画審議会委員、社会福祉審議会委員、防災士・防災コーディネーター

## 定例市議会報告活動

お早う7時、熊谷裕人です！

毎月第2週と第4週の平日の朝7時から、曜日と場所を定例化してくまがい裕人さいたま市議会議員が、街頭での市議会報告活動を行っています。

皆様のご意見やご要望などをぜひ直接お聞かせください。

- 月：大宮駅東口 トトちゃん広場
- 火：大宮駅西口 アルシェ角
- 水：新都心駅東口（大宮公園駅）
- 木：大宮駅東口 市民ロータリー
- 金：大宮駅西口 デッキ上の南口

※雨天中止。議会日程等で、スライド変更になる場合もあり。ご了承を。

どんなことでも  
どうぞ気軽に  
声を掛けてください。



## くまがい裕人事務所

民主党さいたま市議団大宮区事務所

産業道路と旧16号の「堀の内交差点」の角に在る大きなガラス窓の事務所が、くまがい事務所です。相談事、聞きたい事、ちょっと話がしたい、雨宿りなどなど、何でも気軽にお立ち寄りください。

お気軽にお立ち寄りください。



## 《トピックスⅠ》 地方自治法 100 条による調査権付与の経緯について

- ・執行部に「南部都市・公園管理事務所監理課発注の修繕業務に関する調査委員会」が 8 月 10 日に設置され、修繕工事契約に関わる不適正な事務処理の調査が開始される。
  - ・9 月 12 日に開会した 9 月定例会冒頭の本会議で、地方自治法第 98 条 1 項の事務検査権が所管のまちづくり委員会に付与され、連日のように事務検査が行われ 10 月 1 日の本会議で、まちづくり委員会での検査の結果が報告されて事務検査が終了するも、執行部の全庁検査の結果、不適正な事務処理が他部局へも拡大したために、改めて「事務処理等適正化調査特別委員会」を設置し、同法 98 条 1 項の事務検査を実施することに。
  - ・同特別委員会での事務検査の経過や「不適正な事務処理は市の主導で」という新聞報道を受け、真相を究明するためには、より強制的な調査権が必要との判断で、10 月 19 日開催の議会運営委員会において地方自治法第 100 条の発動が発議され、全会一致で「事務処理等適正化調査特別委員会」へ同法 100 条の権限を付与するための本会議議決を行うことが確認される。
  - ・地方自治法 100 条は、9 月定例会の最終日の 10 月 23 日の本会議で提案され、議決される見込み。
  - ・「事務処理等適正化調査特別委員会」では、執行部が設置する「外部専門家による調査委員会」と並行して同法 100 条による調査を閉会中も継続的に行う予定。
  - ・なお、一連の不適正な事務処理が、平成 23 年度予算の執行に関わっていたため、決算・行政評価特別委員会で審査されていた平成 23 年度決算議案は、審査が終了したが採決が見送られ、継続審査となっている。
- ※「事務処理等適正化調査特別委員会」の調査経過は、このレポートにて順次お知らせする予定です。

## 《トピックスⅡ》 地方自治法第 98 条と第 100 条の条文

※抜粋

**第九十八条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

**第一百条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

**2** 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

**3** 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

**7** 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

**8** 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

**9** 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

**10** 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

※第 98 条 2 項と第 100 条の 4、5、6、11～19 項は、省略しています。

## 《10・11月の定例駅頭活動・市議会報告活動週間の予定》

- ① 10 月 22 日（月）から 26 日（金）第 4 週の平日の朝 7 時から 8 時半まで
- ② 11 月 5 日（月）から 9 日（金）第 2 週の平日の朝 7 時から 8 時半まで
- ③ 11 月 16 日（金）から 22 日（木）第 4 週の平日の朝 7 時から 8 時半まで ※金曜祝日のため前倒し

※天候や議会の都合により、中止や時間短縮、振替開催となる日もあります。予めご了承ください。

引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

facebook を利用して随時、簡単な議会状況を発信しています。facebook を利用していただくと、相互での情報交換が可能になりますので、【熊谷裕人】で検索の上、気軽に友達リクエストをお願いします！